

## 一般財団法人柏市まちづくり公社定款

### 目次

- 第1章 総則（第1条・2条）
  - 第2章 目的及び事業（第3条・第4条）
  - 第3章 会計（第5条—第7条）
  - 第4章 評議員（第8条—第11条）
  - 第5章 評議員会（12条—17条）
  - 第6章 役員及び顧問（第18条—第26条）
  - 第7章 理事会（第27条—第33条）
  - 第8章 定款の変更及び解散（第34条—第36条）
  - 第9章 事務局（第37条）
  - 第10章 公告の方法（第38条）
  - 第11章 補則（第39条）
- 附 則

### 第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、一般財団法人柏市まちづくり公社と称する。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県柏市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、柏市及びその周辺における都市機能及び都市環境の充実向上を目指し、民産官学の協働によるまちづくり事業を推進し、もって柏市及びその周辺の健全な発展と、住民福祉の向上に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) まちづくりの普及啓発に関する事業
- (2) まちづくりの相談、助言及び支援に関する事業
- (3) まちづくりの調査研究及び成果の普及に関する事業
- (4) まちづくり関連受託事業及び関連する労働者派遣事業
- (5) 公共公益施設等管理運営事業
- (6) 不動産の売買及び貸付事業
- (7) 施設整備事業
- (8) 物品販売事業
- (9) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、千葉県内において行うものとする。

### 第3章 会 計

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第6条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第7条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号に掲げる書類については、その内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、この定款を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第4章 評議員

(評議員の定数)

第8条 この法人に評議員3人以上7人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第9条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議において行う。

2 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第10条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第8条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第11条 評議員に対して、各事業年度の総額が1,000,000円を超えない範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を支給することができる。

## 第5章 評議員会

(構成)

第12条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第13条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第16条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第18条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第17条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び評議員のうちから選出された議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 役員及び顧問

### (役員 の 設置)

第18条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上7人以内

(2) 監事 2人以内

2 理事のうち1人を理事長とし、その他専務理事及び常務理事各1人を置くことができる。

3 前項の理事長及び専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）上の代表理事とし、常務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

### (役員 の 選任)

第19条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族並びにその他特別の関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えないものとする。監事についても同様とする。

### (理事 の 職務 及び 権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及び定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事 の 職務 及び 権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事の権利義務を有する。

(役員解任)

第23条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又は、これに堪えないとき。

(役員報酬等)

第24条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用を支給することができる。

(責任の免除及び限定)

第25条 この法人は、役員等の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する第111条第1項の損害賠償責任について、同法第198条において準用する第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度の額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部役員一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する第111条第1項の賠償責任について、同法第198条において準用する第115条第1項の規定により、理事会の決議によって、外部役員との間で、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

(顧問)

第26条 この法人に任意の機関として顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

(1) 理事長の相談に応じること。

(2) 理事会からの諮問された事項について参考意見を述べること。

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問の報酬は、別に定める役員及び評議員等の報酬並びに費用に関する規程による。



## 第7章 理事会

### (構成)

第27条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第28条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

### (招集)

第29条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事に事故あるとき又は欠けたときは、代表理事に代わって各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、当該理事会の日の1週間前までに、理事及び監事に対して通知をしなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

### (議長)

第30条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会において互選する。

### (決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

### (決議の省略)

第32条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

### (議事録等)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第 34 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上の決議を経て変更することができる。

2 前項の規定は、定款の第 3 条、第 4 条及び第 9 条についても適用する。

### (剰余金の処分制限)

第 35 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

### (解散及び残余財産の処分)

第 36 条 この法人は、公社の目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由によって解散する。

2 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は柏市に贈与するものとする。

## 第 9 章 事務局

### (事務局の設置)

第 37 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局長以外の職員は、理事長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

## 第 10 章 公告の方法

### (公告)

第 38 条 この法人の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告にすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第 1 1 章 補 則

(委任)

第 3 9 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 1 8 年法律第 5 0 号。以下「整備法」という。）第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 1 0 6 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 1 0 6 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第 5 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。  
助川忠弘，田中晋，石黒博，前田英寿，高岡信男，谷口英治，惠小百合
- 4 この法人の最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。  
理事 石戸新一郎，伏野龍弥，杉野光明，猿渡久人，吉川正昭，大竹正祥，森山惠一  
監事 坂卷重男，飯村俊彦
- 5 この法人の最初の代表理事は、吉川正昭とする。
- 6 この法人の最初の業務執行理事は、森山惠一とする。